



三好市まちづくり 基本条例を紹介します



平成24年10月1日に施行された「三好市まちづくり基本条例」を
広く知っていただくために条例の内容について連載しています。
今月号では「第7章 条例の検証と改正」についてご紹介いたします。

「条例の検証と改正」ってなに？

①市長は、三好市を取り巻く社会環境の変化に応じてこの条例の施行状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講じなければならぬ。

②市長は、前項の規定による検証、条例の改正等の措置を講ずるに当たっては、広く市民の意見を聴取しなければならない。



三好市まちづくり基本条例の検証と改正について定めたものです。

まちづくり基本条例を実効性のある条例とするためには、常にこの条例の理念や原則が市の施策に反映されているかどうかを検証する必要があります。この基本条例そのものの改正が必要な時期が訪れた際には、広く市民の意見を聴かなければ改正ができません。「誰が為政者（いせいしゃ）（政治を行う者）」となっても変わらないルール」であることを定めています。

.....

シリーズまちづくり基本条例は、今月号でひととおりの条例解説を終えることとなりました。来月号からは、特に知っておいていただきたい条文について、再度詳しく紹介していきます。

三好市まちづくり 基本条例

前文

第1章 総則

第2章 市民

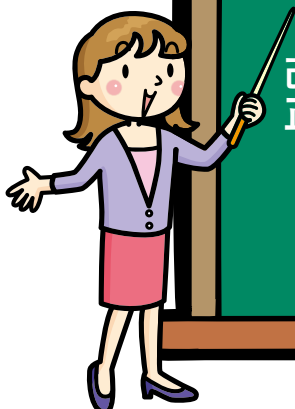
第3章 議会及び議員

第4章 市長及び職員

第5章 市民参加及び協働によるまちづくり

第6章 行政運営の基本原則

第7章 条例の検証と改正



お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。
ぜひご覧ください。
◀ QRコードからアクセスできます